

秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程 新旧対照表

改 正 後	現 行
令和 7 ・ 8 年度秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程 制定 令和 7 年 1 月 2 7 日 森保－ 2 2 4 8 改正 令和 7 年 2 月 1 8 日 森保－ 2 5 0 9 令和 7 年度及び 8 年度において、秋田県が行う森林整備関係業務の競争入札に参加しようとする者は、この規程に基づき必要な資格審査の申請をしてください。 第 1 条 業務区分 森林整備関係業務は、次の 3 区分とします。 1 森林施業業務 県営林経営事業、治山事業における造林、保育、伐採その他の森林における施業に係る委託を主体としたもの並びにそれらと同程度の技術的判断を要するもの。 2 森林病害虫防除業務 (1)被害木調査及び駆除 森林病害虫対策事業等における被害木の調査及び駆除に係る委託を主体としたもの。 (2)薬剤地上散布 松くい虫防除において地上散布機械により薬剤散布を行うもの。 (3)薬剤空中散布 松くい虫防除において無人ヘリコプター又は、無人マルチローターにより薬剤散布を行うもの。 3 普通作業道等開設業務 県営林経営事業、森林病害虫対策事業等における作業道等の開設に係る委託を主体としたもの。 第 2 条 参加資格要件 競争入札に参加することができるのは、次の第 1 項及び第 2 項各号のいずれかに該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められた者(以下「参加資格者」という。)及びその参加資格を継承した者とします。 1 必須の要件 (1)主たる営業所又は本店の所在地が県内である法人であること。 (2)県税について未納の徴収金(徴収猶予に係るものを除く)がないこと。 (3)消費税及び地方消費税について未納の税額(徴収猶予に係るものを除く)がないこと。 2 業務区分別の要件 次の全てを満たすこと。 (1)森林施業業務 ・林業に関する専門技術者(別表 1 に掲げる「林業に関する専門技術者」のいずれか)が 1 名以上常勤していること。なお、本店と支店の両方で申請する場合、それぞれ 1 名以上常勤していること。 ・森林作業員(森林施業に従事する労働者)を 3 名以上有していること。なお、本店と支店の両方で申請する場合、それぞれ 3 名以上有していること。 (2)森林施業業務のうち治山事業に係るもの ・施工管理に関する技術者(別表 1 参照)が常勤していること。 (3)森林病害虫防除業務 1)被害木調査及び駆除 ・松くい虫専門調査員(別表 1 参照)が常勤していること。 2)薬剤地上散布 ・散布業務期間(別表 2 参照)において、地上散布機械(別表 2 参照)を 1 台以上保有(別表 2 参照)していること。	令和 7 ・ 8 年度秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程 制定 令和 7 年 1 月 2 7 日 森保－ 2 2 4 8 令和 7 年度及び 8 年度において、秋田県が行う森林整備関係業務の競争入札に参加しようとする者は、この規程に基づき必要な資格審査の申請をしてください。 第 1 条 業務区分 森林整備関係業務は、次の 3 区分とします。 1 森林施業業務 県営林経営事業、治山事業における造林、保育、伐採その他の森林における施業に係る委託を主体としたもの並びにそれらと同程度の技術的判断を要するもの。 2 森林病害虫防除業務 (1)被害木調査及び駆除 森林病害虫対策事業等における被害木の調査及び駆除に係る委託を主体としたもの。 (2)薬剤地上散布 松くい虫防除において地上散布機械により薬剤散布を行うもの。 (3)薬剤無人ヘリ散布 松くい虫防除において無人ヘリコプター _____ により薬剤散布を行うもの。 3 普通作業道等開設業務 県営林経営事業、森林病害虫対策事業等における作業道等の開設に係る委託を主体としたもの。 第 2 条 参加資格要件 競争入札に参加することができるのは、次の第 1 項及び第 2 項各号のいずれかに該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められた者(以下「参加資格者」という。)及びその参加資格を継承した者とします。 1 必須の要件 (1)主たる営業所又は本店の所在地が県内である法人であること。 (2)県税について未納の徴収金(徴収猶予に係るものを除く)がないこと。 (3)消費税及び地方消費税について未納の税額(徴収猶予に係るものを除く)がないこと。 2 業務区分別の要件 次の全てを満たすこと。 (1)森林施業業務 ・林業に関する専門技術者(別表 1 に掲げる「林業に関する専門技術者」のいずれか)が 1 名以上常勤していること。なお、本店と支店の両方で申請する場合、それぞれ 1 名以上常勤していること。 ・森林作業員(森林施業に従事する労働者)を 3 名以上有していること。なお、本店と支店の両方で申請する場合、それぞれ 3 名以上有していること。 (2)森林施業業務のうち治山事業に係るもの ・施工管理に関する技術者(別表 1 参照)が常勤していること。 (3)森林病害虫防除業務 1)被害木調査及び駆除 ・松くい虫専門調査員(別表 1 参照)が常勤していること。 2)薬剤地上散布 ・散布業務期間(別表 2 参照)において、地上散布機械(別表 2 参照)を 1 台以上保有(別表 2 参照)していること。

秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程 新旧対照表

改 正 後	現 行
・散布業務期間（別表２参照）において、農薬の安全使用に関する資格を有する者（別表１参照）を１名以上有していること。 3) 薬剤空中散布 ア）無人ヘリコプターによる散布 ・散布業務期間（別表２参照）において、高所飛行技術認定者（別表１参照）を１名以上有していること。 ・散布業務期間（別表２参照）において、損害保険（別表２参照）に加入した無人ヘリコプターを１機以上保有（別表２参照）していること。 ・散布業務期間（別表２参照）において、農薬の安全使用に関する資格を有する者（別表１参照）を１名以上有していること。 イ）無人マルチローターによる散布 ・散布業務期間（別表２参照）において、使用する機体に関する飛行等の操作講習等を修了している者（別表１参照）を１名以上有していること。 ・散布業務期間（別表２参照）において、損害保険（別表２参照）に加入した無人マルチローターを１機以上保有（別表２参照）していること。 ・散布業務期間（別表２参照）において、農薬の安全使用に関する資格を有する者（別表１参照）を１名以上有していること。 （４）普通作業道等開設業務 ・施工管理に関する技術者（別表１参照） 3 欠格事項 第１項及び第２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加できません。 （１）「地方自治法施行令」（昭和２２年５月３日政令第１６号）第１６７条の４第２項各号（参考１参照）のいずれかに該当すると認められる場合で、知事が競争入札に参加させないこととした者。 （２）前号に掲げる者を受任者（代理人）として使用する場合で、知事が競争入札に参加させないこととした者。 （３）国、県、市町村、財産区、林業公社、独立行政法人森林総合研究所等の公的機関等から競争入札に係る指名停止の措置を受け、かつ、その措置期間が経過しない者。	・散布業務期間（別表２参照）において、農薬の安全使用に関する資格を有する者（別表１参照）を１名以上有していること。 3) 薬剤無人ヘリ散布 ・散布業務期間（別表２参照）において、高所飛行技術認定者（別表１参照）を１名以上有していること。 ・散布業務期間（別表２参照）において、損害保険（別表２参照）に加入した無人ヘリコプターを１機以上保有（別表２参照）していること。 ・散布業務期間（別表２参照）において、農薬の安全使用に関する資格を有する者（別表１参照）を１名以上有していること。 （４）普通作業道等開設業務 ・施工管理に関する技術者（別表１参照） 3 欠格事項 第１項及び第２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加できません。 （１）「地方自治法施行令」（昭和２２年５月３日政令第１６号）第１６７条の４第２項各号（参考１参照）のいずれかに該当すると認められる場合で、知事が競争入札に参加させないこととした者。 （２）前号に掲げる者を受任者（代理人）として使用する場合で、知事が競争入札に参加させないこととした者。 （３）国、県、市町村、財産区、林業公社、独立行政法人森林総合研究所等の公的機関等から競争入札に係る指名停止の措置を受け、かつ、その措置期間が経過しない者。
第３条 審査申請書類 審査申請に必要な書類は次のとおりです。 1 必須書類（薬剤散布以外） ①秋田県森林整備関係業務入札参加資格者登録審査申請書（様式１号） ②誓約書（様式４号） ③登記事項証明書（写し） ※申請日の３か月以内に法務局が発行したもの。 ④使用印鑑届（様式６号） ⑤専門技術者等一覧表（様式７号） ⑥専門技術者等の資格の取得を証明する書類（写し） ※資格認定機関が発行した資格者証の写しなど ⑦専門技術者等が社員又は職員であることを証明する書類（写し） ※健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書または市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写しなど ※県が発注する森林整備関係業務における専門技術者については、入札参加資格確認申請日（指名競争にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日。）以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることが必要なので留意すること。 ⑧森林作業員一覧表（様式９号） ⑨森林作業員が労働者災害補償保険等に加入していることを証明する書類（写し） ⑩県税「全税目」納税証明書（写し）又は県税に滞納がないことの証明書（写し）	第３条 審査申請書類 審査申請に必要な書類は次のとおりです。 1 必須書類（薬剤散布以外） ①秋田県森林整備関係業務入札参加資格者登録審査申請書（様式１号） ②誓約書（様式４号） ③登記事項証明書（写し） ※申請日の３か月以内に法務局が発行したもの。 ④使用印鑑届（様式６号） ⑤専門技術者等一覧表（様式７号） ⑥専門技術者等の資格の取得を証明する書類（写し） ※資格認定機関が発行した資格者証の写しなど ⑦専門技術者等が社員又は職員であることを証明する書類（写し） ※健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書または市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写しなど ※県が発注する森林整備関係業務における専門技術者については、入札参加資格確認申請日（指名競争にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日。）以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることが必要なので留意すること。 ⑧森林作業員一覧表（様式９号） ⑨森林作業員が労働者災害補償保険等に加入していることを証明する書類（写し） ⑩県税「全税目」納税証明書（写し）又は県税に滞納がないことの証明書（写し）

秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程 新旧対照表

改 正 後	現 行
※地域振興局県税部又は県税課が申請日の３か月以内に交付したもの。 ⑪消費税等納税証明書（写し） ※申請日の３か月以内に税務署が交付したもの。 ⑫財務諸表（写し） ※申請日の属する会計年度前の会計年度書類（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に 関する書類） 2 必須書類（薬剤散布関係） 上記１の①～⑦、⑩～⑫のほか、次の書類を提出すること。 なお、⑦専門技術者等が社員又は職員であることを証明する書類（写し）について、専 門技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係がない場合は、雇用期間を明記した派遣契約書、 出向契約書などを提出すること。 （１）薬剤地上散布 ・地上散布機械の保有を証するもの（売買契約書写し、貸借契約書写し等） ・地上散布機械の性能を確認できるもの（カタログ等） ・地上散布機械の保有状況等（様式１１） （２）薬剤空中散布 ア）無人ヘリコプターによる散布 ・無人ヘリコプターの所有を証するもの（売買契約書写し、貸借契約書写し） ・機体及び散布装置の型式、性能並びに定期点検済票を確認できるもの（写真等） ・農薬散布の飛行が安全に行われる機体であることを証するもの。 （無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（様式２）無人航空機の機能・性 能に関する基準適合確認書等） ・機体の損害保険証書（写し） ・直近の定期点検簿及び飛行記録簿（写し） イ）無人マルチローターによる散布 ・無人マルチローターの所有を証するもの（売買契約書写し、貸借契約書写し） ・機体及び散布装置の型式、性能並びに定期点検済票を確認できるもの（写真等） ・農薬散布の飛行が安全に行われる機体であることを証するもの。 （無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（様式２）無人航空機の機能・性 能に関する基準適合確認書等） ・機体の損害保険証書（写し） ・直近の定期点検簿及び飛行記録簿（写し） 3 ～ 5 略 第４条 提出方法 ～ 第11条 その他 略 附則 この規程は、令和７年１月２７日から施行する。 附則 この規程は、令和７年２月１８日から施行する。	※地域振興局県税部又は県税課が申請日の３か月以内に交付したもの。 ⑪消費税等納税証明書（写し） ※申請日の３か月以内に税務署が交付したもの。 ⑫財務諸表（写し） ※申請日の属する会計年度前の会計年度書類（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に 関する書類） 2 必須書類（薬剤散布関係） 上記１の①～⑦、⑩～⑫のほか、次の書類を提出すること。 なお、⑦専門技術者等が社員又は職員であることを証明する書類（写し）について、専 門技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係がない場合は、雇用期間を明記した派遣契約書、 出向契約書などを提出すること。 （１）薬剤地上散布 ・地上散布機械の保有を証するもの（売買契約書写し、貸借契約書写し等） ・地上散布機械の性能を確認できるもの（カタログ等） ・地上散布機械の保有状況等（様式１１） （２）薬剤無人ヘリ散布 ・無人ヘリコプターの所有を証するもの（売買契約書写し、貸借契約書写し） ・機体及び散布装置の型式、性能並びに定期点検済票を確認できるもの（写真等） ・機体の損害保険証書（写し） ・直近の定期点検簿及び飛行記録簿（写し） 3 ～ 5 略 第４条 提出方法 ～ 第11条 その他 略 附則 この規程は、令和７年１月２７日から施行する。

秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程 新旧対照表

改正後

別表 1

林業の 専門技 術者	技術士	「技術士法」第2条第1項に規定する技術士であつて、森林部門に係る登録を受けている者
	林業技士	(一社)日本森林技術協会の定める「林業技士登録者名簿」登録者
	・基幹林業技能士 ・林業技能作業士 ・林業作業士 ・基幹林業作業士	秋田県又は林業労働力確保支援センターの認定を受けた者 ・基幹林業技能士(ｸﾞﾘｰﾝﾏｲｽﾀｰ)昭和56年～60年 ・林業技能作業士(ｸﾞﾘｰﾝﾜｰｶｰ)昭和61年～平成2年 ・林業作業士(新ｸﾞﾘｰﾝﾜｰｶｰ)平成3年～平成7年 ・基幹林業作業士(ﾆｭｰｸﾞﾘｰﾝﾏｲｽﾀｰ)平成8年～
	林業普及指導員	林業普及指導員国家試験に合格した者
	秋田県林業技術管理士	秋田県林業トップランナー養成研修(秋田林業大学校)を修了し、秋田県の認定を受けている者
	・林業作業士 (ﾌｫﾚｽﾄﾜｰｶｰ) ・現場管理責任者 (ﾌｫﾚｽﾄﾘｰﾀﾞｰ) ・統括現場管理責任者 (ﾌｫﾚｽﾄﾏﾆｰｼﾞｬｰ)	林業労働力の確保促進に関する法律に基づく資金の貸付等に関する省令(平成8年農林水産省第25号)第1条第1項に規定する研修修了者名簿登録者
	その他	平成16年5月の森林法改正前の林業改良指導員としての資格を有していた者
	施工管 理の技 術者	土木施工管理技士 (1級、2級)
造園施工管理技士 (1級、2級)		「建設業法」第27条に基づく造園施工管理技術検定試験に合格した者
松くい虫専門調査員		秋田県農林水産部長より松くい虫専門調査員の認定を受けている者
農薬の安全使用に関する資格		①各都道府県知事が認定した「農薬管理指導士」 ②全国農薬協同組合連合会長が認めた「防除指導員」 ③全国農薬協同組合理事長が認めた「農薬安全コンサルタント」 ④(社)緑の安全推進協会会長が認めた「緑の安全管理士」
高所飛行技術認定者		(社)農林水産航空協会の認定した資格を有する者
無人マルチローターによる散布において使用する機体に関する飛行等の操作講習等を修了している者		民間講習団体等において薬剤空中散布に使用する機体の操作に関する講習の受講等により、10時間以上の飛行経歴及び、5回以上の物件投下実績を有する者

現行

別表 1

林業の 専門技 術者	技術士	「技術士法」第2条第1項に規定する技術士であつて、森林部門に係る登録を受けている者
	林業技士	(一社)日本森林技術協会の定める「林業技士登録者名簿」登録者
	・基幹林業技能士 ・林業技能作業士 ・林業作業士 ・基幹林業作業士	秋田県又は林業労働力確保支援センターの認定を受けた者 ・基幹林業技能士(ｸﾞﾘｰﾝﾏｲｽﾀｰ)昭和56年～60年 ・林業技能作業士(ｸﾞﾘｰﾝﾜｰｶｰ)昭和61年～平成2年 ・林業作業士(新ｸﾞﾘｰﾝﾜｰｶｰ)平成3年～平成7年 ・基幹林業作業士(ﾆｭｰｸﾞﾘｰﾝﾏｲｽﾀｰ)平成8年～
	林業普及指導員	林業普及指導員国家試験に合格した者
	秋田県林業技術管理士	秋田県林業トップランナー養成研修(秋田林業大学校)を修了し、秋田県の認定を受けている者
	・林業作業士 (ﾌｫﾚｽﾄﾜｰｶｰ) ・現場管理責任者 (ﾌｫﾚｽﾄﾘｰﾀﾞｰ) ・統括現場管理責任者 (ﾌｫﾚｽﾄﾏﾆｰｼﾞｬｰ)	林業労働力の確保促進に関する法律に基づく資金の貸付等に関する省令(平成8年農林水産省第25号)第1条第1項に規定する研修修了者名簿登録者
	その他	平成16年5月の森林法改正前の林業改良指導員としての資格を有していた者
	施工管 理の技 術者	土木施工管理技士 (1級、2級)
造園施工管理技士 (1級、2級)		「建設業法」第27条に基づく造園施工管理技術検定試験に合格した者
松くい虫専門調査員		秋田県農林水産部長より松くい虫専門調査員の認定を受けている者
農薬の安全使用に関する資格		①各都道府県知事が認定した「農薬管理指導士」 ②全国農薬協同組合連合会長が認めた「防除指導員」 ③全国農薬協同組合理事長が認めた「農薬安全コンサルタント」 ④(社)緑の安全推進協会会長が認めた「緑の安全管理士」
高所飛行技術認定者		(社)農林水産航空協会の認定した資格を有する者

秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程 新旧対照表

改 正 後	現 行																								
別表 2 薬剤地上散布及び薬剤空中散布業務における用語の定義 <table border="1"> <tr> <td>地上散布機械</td><td>到達距離(高さ)20m以上で薬液タンク容量500L以上の動力散布機(ポンプ)、又は到達距離(高さ)20m以上の送風散布装置(スパウダー)をいう。</td></tr> <tr> <td>無人ヘリコプター</td><td>「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」において定義された無人航空機で、農薬散布の飛行が安全に行われる機体であるか国土交通省による審査を受け所定の基準をみたしている機体をいう。</td></tr> <tr> <td>無人マルチローター</td><td>「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」において定義された無人航空機で、農薬散布の飛行が安全に行われる機体であるか国土交通省による審査を受け所定の基準をみたしている機体をいう。</td></tr> <tr> <td>保有(次のいずれかを満たすこと)</td><td>①自社保有:機械の所有権を有し、専用的に使用できる状態にあるものの。 ②リース保有:機械の所有権を有するものから賃貸契約により機械を借り受け、専用的に使用できる状態で契約が結ばれているもの。</td></tr> <tr> <td>散布業務期間</td><td>散布前の準備、散布後の後片づけ等も含めた期間として、6月1日から7月30日までとする。(実際の業務委託期間は同じとは限らない。)</td></tr> <tr> <td>損害保険</td><td>対人及び対物の損害賠償請求に対応した保険をいう。(保険金の額は問わない。)</td></tr> </table>	地上散布機械	到達距離(高さ)20m以上で薬液タンク容量500L以上の動力散布機(ポンプ)、又は到達距離(高さ)20m以上の送風散布装置(スパウダー)をいう。	無人ヘリコプター	「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」において定義された無人航空機で、農薬散布の飛行が安全に行われる機体であるか国土交通省による審査を受け所定の基準をみたしている機体をいう。	無人マルチローター	「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」において定義された無人航空機で、農薬散布の飛行が安全に行われる機体であるか国土交通省による審査を受け所定の基準をみたしている機体をいう。	保有(次のいずれかを満たすこと)	①自社保有:機械の所有権を有し、専用的に使用できる状態にあるものの。 ②リース保有:機械の所有権を有するものから賃貸契約により機械を借り受け、専用的に使用できる状態で契約が結ばれているもの。	散布業務期間	散布前の準備、散布後の後片づけ等も含めた期間として、6月1日から7月30日までとする。(実際の業務委託期間は同じとは限らない。)	損害保険	対人及び対物の損害賠償請求に対応した保険をいう。(保険金の額は問わない。)	別表 2 薬剤地上散布及び薬剤無人ヘリ散布業務における用語の定義 <table border="1"> <tr> <td>地上散布機械</td><td>到達距離(高さ)20m以上で薬液タンク容量500L以上の動力散布機(ポンプ)、又は到達距離(高さ)20m以上の送風散布装置(スパウダー)をいう。</td></tr> <tr> <td>無人ヘリコプター</td><td>「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」でまつ(生立木)に対する散布の適用機種と定められている無人ヘリコプターをいう。</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>保有(次のいずれかを満たすこと)</td><td>①自社保有:機械の所有権を有し、専用的に使用できる状態にあるものの。 ②リース保有:機械の所有権を有するものから賃貸契約により機械を借り受け、専用的に使用できる状態で契約が結ばれているもの。</td></tr> <tr> <td>散布業務期間</td><td>散布前の準備、散布後の後片づけ等も含めた期間として、6月1日から7月30日までとする。(実際の業務委託期間は同じとは限らない。)</td></tr> <tr> <td>損害保険</td><td>対人及び対物の損害賠償請求に対応した保険をいう。(保険金の額は問わない。)</td></tr> </table>	地上散布機械	到達距離(高さ)20m以上で薬液タンク容量500L以上の動力散布機(ポンプ)、又は到達距離(高さ)20m以上の送風散布装置(スパウダー)をいう。	無人ヘリコプター	「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」でまつ(生立木)に対する散布の適用機種と定められている無人ヘリコプターをいう。			保有(次のいずれかを満たすこと)	①自社保有:機械の所有権を有し、専用的に使用できる状態にあるものの。 ②リース保有:機械の所有権を有するものから賃貸契約により機械を借り受け、専用的に使用できる状態で契約が結ばれているもの。	散布業務期間	散布前の準備、散布後の後片づけ等も含めた期間として、6月1日から7月30日までとする。(実際の業務委託期間は同じとは限らない。)	損害保険	対人及び対物の損害賠償請求に対応した保険をいう。(保険金の額は問わない。)
地上散布機械	到達距離(高さ)20m以上で薬液タンク容量500L以上の動力散布機(ポンプ)、又は到達距離(高さ)20m以上の送風散布装置(スパウダー)をいう。																								
無人ヘリコプター	「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」において定義された無人航空機で、農薬散布の飛行が安全に行われる機体であるか国土交通省による審査を受け所定の基準をみたしている機体をいう。																								
無人マルチローター	「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」において定義された無人航空機で、農薬散布の飛行が安全に行われる機体であるか国土交通省による審査を受け所定の基準をみたしている機体をいう。																								
保有(次のいずれかを満たすこと)	①自社保有:機械の所有権を有し、専用的に使用できる状態にあるものの。 ②リース保有:機械の所有権を有するものから賃貸契約により機械を借り受け、専用的に使用できる状態で契約が結ばれているもの。																								
散布業務期間	散布前の準備、散布後の後片づけ等も含めた期間として、6月1日から7月30日までとする。(実際の業務委託期間は同じとは限らない。)																								
損害保険	対人及び対物の損害賠償請求に対応した保険をいう。(保険金の額は問わない。)																								
地上散布機械	到達距離(高さ)20m以上で薬液タンク容量500L以上の動力散布機(ポンプ)、又は到達距離(高さ)20m以上の送風散布装置(スパウダー)をいう。																								
無人ヘリコプター	「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」でまつ(生立木)に対する散布の適用機種と定められている無人ヘリコプターをいう。																								
保有(次のいずれかを満たすこと)	①自社保有:機械の所有権を有し、専用的に使用できる状態にあるものの。 ②リース保有:機械の所有権を有するものから賃貸契約により機械を借り受け、専用的に使用できる状態で契約が結ばれているもの。																								
散布業務期間	散布前の準備、散布後の後片づけ等も含めた期間として、6月1日から7月30日までとする。(実際の業務委託期間は同じとは限らない。)																								
損害保険	対人及び対物の損害賠償請求に対応した保険をいう。(保険金の額は問わない。)																								

秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程 新旧対照表

[illegible]

秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程 新旧対照表

改 正 後	現 行
(2) 薬剤空中散布 ア) 無人ヘリコプターによる薬剤散布 ⑮ 無人ヘリコプターの所有を証するもの（売買契約書等写し） ⑯ 農薬散布の飛行が安全に行われる機体であることを証するもの。 （無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（様式2）無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書等） ⑰ 機体及び散布装置の型式、性能並びに定期点検済票を確認できるもの（写真等） ⑱ 機体の損害保険証書（写し） ⑲ 直近の定期点検簿及び飛行記録簿（写し） イ) 無人マルチローターによる薬剤散布 ⑳ 無人マルチローターの所有を証するもの（売買契約書等写し） 21 農薬散布の飛行が安全に行われる機体であることを証するもの。 （無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（様式2）無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書等） 22 機体及び散布装置の型式、性能並びに定期点検済票を確認できるもの（写真等） 23 機体の損害保険証書（写し） 24 直近の定期点検簿及び飛行記録簿（写し） その他 ☐ 委任状（様式5号） ☐ 認定事業体の改善計画認定通知書（写し） ☐ 森林整備関係業務実績調書（様式10号） ☐ 更正計画認可の決定書（写し） ☐ 再生計画認可の決定書（写し） ☐ その他（ ） ※該当資料がある場合は□に？ をしてください。 様式2 略	(2) 薬剤無人ヘリ散布 ⑮ 無人ヘリ _____ の所有を証するもの（売買契約書等写し） ⑯ 機体及び散布装置の型式、性能並びに定期点検済票を確認できるもの（写真等） ⑰ 機体の損害保険証書（写し） ⑲ 直近の定期点検簿及び飛行記録簿（写し） _____ その他 ☐ 委任状（様式5号） ☐ 認定事業体の改善計画認定通知書（写し） ☐ 森林整備関係業務実績調書（様式10号） ☐ 更正計画認可の決定書（写し） ☐ 再生計画認可の決定書（写し） ☐ その他（ ） ※該当資料がある場合は□に？ をしてください。 様式2 略

秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程 新旧対照表

改 正 後

(様式 2－1 号)

令和 7・8 年度秋田県森林整備関係業務入札参加資格者変更審査申請書

令和 年 月 日

秋田県知事 あて

(申請者)
事業所又は営業所の所在地
(フリガナ)
商号又は名称
(フリガナ)
代表者氏名

印

秋田県が行う森林整備関係業務の入札に関する資格を得たいので、「令和 7・8 年度秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程」第 8 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて審査申請します。

登 録 番 号	
取得済参加資格 区分	森林施業 ・ 森林病害虫防除（被害木調査及び駆除、薬剤地上散布、 薬剤地上散布 ）・ 普通作業道等開設
追加申請参加資格 区分	森林施業 ・ 森林病害虫防除（被害木調査及び駆除、薬剤地上散布、 薬剤地上散布 ）・ 普通作業道等開設

添付書類
必 須 ①誓約書（様式 4 号）
②専門技術者等変更届（様式 8 号）
③専門技術者等の資格の取得を証明する書類（写し）
④専門技術者等が社員又は職員であることを証明する書類（写し）
※ 薬剤散布関係の場合は、様式 1 の添付書類関係
その他 ☐委任状（様式 5 号）
☐その他（ ）
※該当資料がある場合は□に？ をしてください。

様式3 略

～

様式6 略

現 行

(様式 2－1 号)

令和 7・8 年度秋田県森林整備関係業務入札参加資格者変更審査申請書

令和 年 月 日

秋田県知事 あて

(申請者)
事業所又は営業所の所在地
(フリガナ)
商号又は名称
(フリガナ)
代表者氏名

印

秋田県が行う森林整備関係業務の入札に関する資格を得たいので、「令和 7・8 年度秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程」第 8 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて審査申請します。

登 録 番 号	
取得済参加資格 区分	森林施業 ・ 森林病害虫防除（被害木調査及び駆除、薬剤地上散布、 薬剤無人ヘリ散布 ）・ 普通作業道等開設
追加申請参加資格 区分	森林施業 ・ 森林病害虫防除（被害木調査及び駆除、薬剤地上散布、 薬剤無人ヘリ散布 ）・ 普通作業道等開設

添付書類
必 須 ①誓約書（様式 4 号）
②専門技術者等変更届（様式 8 号）
③専門技術者等の資格の取得を証明する書類（写し）
④専門技術者等が社員又は職員であることを証明する書類（写し）
※ 薬剤散布関係の場合は、様式 1 の添付書類関係
その他 ☐委任状（様式 5 号）
☐その他（ ）
※該当資料がある場合は□に？ をしてください。

様式3 略

～

様式6 略

秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程 新旧対照表

改 正 後		現 行																													
(様式 7 号) 専 門 技 術 者 等 一 覧 表 1 技術士（森林部門） ～ 10 高所飛行技術認定者 略 11 無人マルチローターの操作に関する飛行経験及び物件投下の実績を有する者 <table><tr><td>氏 名</td><td>住 所</td><td>生年月日</td><td>年齢</td><td>機体名</td><td>有効期間</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr></table> ※民間講習団体等の講習修了書又は、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（様式 3）無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書等を添付すること。 様式8 略 ～ 様式11 略		氏 名	住 所	生年月日	年齢	機体名	有効期間	備考						～							～							～		(様式 7 号) 専 門 技 術 者 等 一 覧 表 1 技術士（森林部門） ～ 10 高所飛行技術認定者 略 様式8 略 ～ 様式11 略	
氏 名	住 所	生年月日	年齢	機体名	有効期間	備考																									
					～																										
					～																										
					～																										